

年収130万超でも2年までは扶養内に

10月から年収130万超でも2年まで扶養内とする制度が開始されました。こちらの変更は社会保険に関する制度となっており、税務の制度となる配偶者控除や扶養控除は現状、従来通りの取り扱いとなります。



どのような変更？

配偶者 給与年収	住民税	所得税	社会保険料	配偶者控除	配偶者特別控除
100万以下	かからない			対象	—
100万	かかる	かからない			
103万	かかる		かからない	—	対象
106万			かかる場合あり※2		
130万			かかる※1		
150万					
201万					

→**※1**につき、**2年までは扶養内**とする措置（社会保険料かからない）

※2は配偶者勤務先が101人以上企業の場合に配偶者が扶養から外れ、配偶者勤務先にて社会保険料が発生。但し、こちらについても今回の変更併せ、新たな助成金(1人最大50万)を創設する方針

表：free社HP「年収の壁を一覧でわかりやすく解説！今後の見直しについても説明」を参照

この変更はいわゆる「年収の壁」対策の一環として行われるようです。尚、制度の正式な改正は2025年に予定する、5年に1度の年金制度改正で行うこととし、今回はそれまでのつなぎ措置となるようです。制度は社会保険に関するもののみでしたが、税制の配偶者控除等はどうなるのでしょうか。

「年収の壁」については社会保険と共に税制の配偶者控除等も検討材料とされる傾向のため、今後の動向が注目されますね。

先日、六甲山へ山登りに行ってきました。

六甲山は登られたことがある方も多いと思いますが、標高がそこまで高くないからと、軽い気持ちで臨むと本当に大変な目にあいます。

今回は2回目だったのですが、余りにつらく、何度もここでヘリを呼んだら本当に来てくれるのか、、、という気持ちをずっと抱きながら登っておりました笑 登りきると頂上からの景色は格別です。帰りに温泉に入り、いい1日を過ごすことができました。

